

白馬村とS Bドライブ株式会社との連携協定書

白馬村（以下「甲」という。）とS Bドライブ株式会社（以下「乙」という。）は、自動運転技術を活用したスマートモビリティサービスの事業化を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、自動運転技術を活用したスマートモビリティサービスの事業化を通じて、地域住民の移動の利便性の向上等地域公共交通の課題解決を進め、もって地域の振興に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携して取り組むものとする。

- （1）自動運転技術開発に関すること
- （2）スマートモビリティサービスの事業化のための環境整備に関すること
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な取組に関すること

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙のいずれかが一方が協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

- 2 甲又は乙は、前条の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、協働事業の実施に当たって知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで他に漏らしてはならない。

(費用負担)

第6条 連携事項に係る費用負担については、別途特段の定めのある場合を除き、自己に発生した費用は、各当事者がその費用を負担する。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、
 甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結にあたり本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 8月28日

甲：白馬村長

下 川 正 剛

乙：SBドライブ株式会社
 代表取締役社長

佐 治 友 基